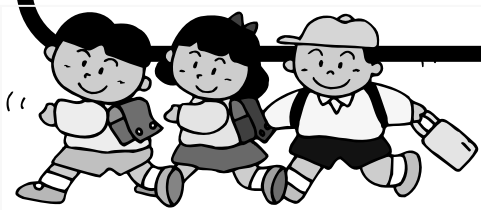


# 令和8年度

# 豊小ルールBOOK



保護者用

「豊小ルールブック」は学校生活において、子どもたちが安全に、また安心して楽しく過ごすために必要であるにとらえています。

「豊小ルールブック」は、現在の児童の実態をふまえたうえで考えたものです。**生活習慣や生活態度がより向上すれば、児童の様々なよさが伸びてきます。**きまりを大切にすることは、一人一人のよさを伸ばしていく力を高め、その過程で、強い心、すなわち自律の力が身に付けられると考えています。

それぞれの項目に関して、概略ですが設定の理由を記載しています。ご家庭でのご指導に少しでもお役に立てばと思っています。また、ご家庭と学校が同じように指導していくことにより、児童の成長になりプラスになるとも考えております。

なお、全国的に、問題行動の低年齢化や規範意識の低下が問題としてあります。きまりにないことでも正しく判断する力も育てていく必要があります。また、スマホなどの情報端末機器の普及により、社会のあらゆる情報入手が以前に比べ簡単になり、児童が被害に遭うことにつながっている状況もあります。このような社会状況の中で、子どもたちが健全に成長していくための環境づくりをしていくことが私たち大人の責任であるにとらえています。どうかご協力よろしくをお願いします。

豊栄小学校

# 目 次

## 豊小のきまり

「3つのあ」 あんぜん  
あいさつ  
あとしまつ

### 【校内のきまり】

- 1 登下校について
- 2 服装などについて・・・豊栄小学校の基準服について  
髪型・髪留めなどについて  
冬の防寒具について
- 3 持ち物について
- 4 遊び方、遊具の使い方について・・・ア 遊具広場  
イ 裏校庭、ランチルーム前駐車場  
ウ グラウンド  
エ 児童玄関前  
オ ラウンジ  
カ 体育館使用
- 5 その他

### 【校外のきまり】

- 1 校外での過ごし方について
- 2 帰る時刻・・・夏季休業中、冬季休業中、春季休業中
- 3 校区外に出かけることについて
- 4 自転車の使用について
- 5 スマホ・インターネット・ゲーム機等の使用について
- 6 特別な指導に関する事



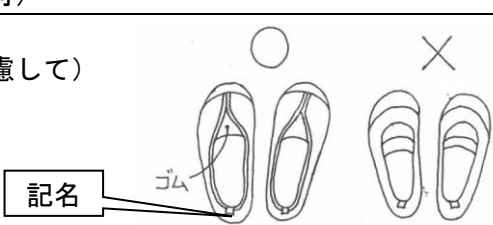
# 校内のきまり

## 1 登下校について

- 自宅を出て、自宅に帰るまでを学校教育活動とする。
  - ・欠席等でバスに乗らない場合の、バス会社への連絡は必要ない。時間になってもバス停に利用者がいなければ、バスは発車する。
  - ・欠席等の場合は、学校に連絡する。
  - ・下校場所が通常と変わる場合は、毎回保護者が学校に連絡をする。



## 2 服装などについて (衣替えの基準日は設けません。気候によって判断しましょう。)

名札	指定の名札を付けます (100円で販売)。
上着	紺の基準服
ベスト・セーター	黒・紺・白の無地のもの
上着の下	白のポロシャツ
下	紺の半ズボン (体操服のハーフパンツではない) ベルトの着用可 (黒や紺の派手でないもの) 紺のスカート (冬季) 黒または紺色のジャージの長ズボン (ラインやワンポイント・ロゴも可) で派手でないものを着用してもよい。 (長ズボンは、原則11月～2月 ※3月は移行期間) (シャカシャカと音がするナイロン製のものは登下校のみ)
体操服	・シャツ: 白 (買い替えまでは、これまでの体操服を使用してよい。) (例)  ・ハーフパンツ (紺の無地のもの)  ・赤白帽子 (冬季) 黒または紺色のジャージの長ズボン (ラインやワンポイント・ロゴも可) で派手でないもの (長ズボンの着用は、原則11月～2月 ※3月は移行期間)
通学用靴	白のもの
ソックス	無地の紺、黒、白 (ソックスの丈はくるぶしより長いもの) (ワンポイント可・ライン入りは不可)
上履き	・底がしっかりしていて、 ゴムが足を覆うもの (安全面を配慮して) (体育館と兼用) ・白のもの ・メーカーは問わない。 
かばん	ランドセル (事情により使用が難しい場合は学校に相談してください。)
通学帽子	黄色い野球帽・黄色い登山帽 (回り縁)
給食服	エプロン (白)・帽子 (白)

※シューズの踵や服のラベルになど、持ち物には全て記名をしてください。

## ○ 髪型・髪留めなどについて

- ・学習しやすいこと (黒板を見たり、ノートに書いたりするときや運動の邪魔にならないようにする。)
- ・目や耳に髪がかかる場合は、切るかピンで止めたりゴムで結んだりする。
- ・ゴムやピンは派手にならないようなものにする。(黒、紺、茶色など)

○ 冬の防寒具について

- ・防寒具着用は原則登下校のみ（記名されたマフラー、ネックウォーマー、ジャンパー、手ぶくろ、耳あて）
- ・登下校時のジャンパー等防寒具着用は、11月から2月の末日までとする。（3月は移行期間）
- ・11～2月に外遊びをするときは、ジャンパー（制服の上に）と手ぶくろ、ネックウォーマーのみつけてよい。（校舎内では着用しない。）

3 持ち物について（原則全てに記名をする。）

○ 学習に必要な物を持って来ない。

- ・筆箱の中身は、鉛筆（Bか2B）5本程度、消しゴム（白のみ可）、ネームペン、定規、赤青鉛筆
- ・5・6年生は赤青鉛筆の代わりに赤ボールペン、青ボールペンを使用してもよい。
- ・鉛筆とキャップは飾りのついていないものを使用する。
- ・シャープペンシル、色ペン、修正テープ、修正ペン、ホッチキス、セロテープなどは筆箱に入れない。（道具箱にも入れない。持って来ない。）
- ・自由帳は授業で使うノートと同じ大きさのもの（B5サイズ）を使用する。メモ帳やお手紙セットは持って来ない。（学校での手紙のやり取りは禁止。）
- ・ランドセルの横は防犯ブザー、熊鈴のみを付ける。
- ・お守りはかばんの中に入れておく。
- ・名札にシールを貼らない。名札に落書きをしない。
- ・リップクリーム、ハンドクリーム、目薬は原則持って来ない。

（ただし、医師から処方されている場合や市販のものを使用するよう指導があった場合は持って来てもよい。また、家庭で必要と判断した場合には学校に相談のうえで持って来てもよい。）

定期的に、ご家庭でもチェックや声掛けをお願いします。

4 遊び方、遊具の使い方について

ア 遊具広場（遊具は譲り合って使う。）

- ・ボールや一輪車を使わない。
- ・藤棚の上に上ったり、ぶら下がったりしない。
- ・すべり台を下から上がらない。
- ・ブランコで立ち乗りや二人乗りをしない。また、ブランコの柵の中で遊ばない。柵の中に入ったり、通ったりしない。
- ・植え込みから道路に出ない。
- ・上り棒の上に座らない。

全て児童の安全確保のためです。



イ 裏校庭、ランチルーム前駐車場、畑の周り、倉庫の裏

- ・遊びで使用しない（授業の一環で畑の周りで活動する必要がある場合は、担任の許可を得る）。

ウ グラウンド

- ・体育倉庫の物を勝手に使わない。
- ・サッカーゴールに上がったり、ぶら下がったりしない。
- ・サッカーゴールネットや防球ネットによりかからない。
- ・ボールがプールに落ちたり、塀に上がったりした時は、勝手に取りに行かず、先生に知らせる。
- ・グローブを使ったキャッチボールをする場合は使い方や周りに気を付ける。

- ・山や塀に登って遊ばない。
- ・体育館周囲やリサイクル小屋裏、学級園の周りでは遊ばない。
- ・使った遊具をもとの位置にきちんと片付ける。(ボール、一輪車)
- ・一輪車は体育倉庫の前やグラウンドの周りで使用する。

#### エ 児童玄関前

- ・ボール遊びはしない。ついたり、投げたりもしない。(なわとびはよいです。)

#### オ ラウンジ

- ・走り回ったり、騒いだりしない。

#### カ 校舎内の過ごし方

- ・右側を廊下歩行する。階段周りでは遊ばない。
- ・大声で騒がない。
- ・走らない(おにごっこ、かくれんぼはしない)。
- ・学校にあるクラブ用のボードゲーム等は雨の日は使用してもよいが、先生に許可を取ってから使う。後片付けをきちんとする。

#### 5 その他

- ・手紙交換、交換日記は学校でしない。
- ・学習に必要なものは持って来ない。(お土産やバレンタインデーのチョコレート、誕生日のプレゼントなど)
- ・落書きをしない。

# 校外のきまり

## 1 校外での過ごし方について

- ・子どもだけで勝手にゲームや遊び道具などの貸し借りをしない。
- ・おごったりおごられたりしない。
- ・子どもだけで買い食いをしたり遊び道具を買ったりしない。
- ・食べたものや遊び道具などの後片付けをきちんとする。
- ・子どもたちだけでの外泊は原則禁止。(やむをえない事情の場合は除く。)

ゲームや物品の子どもたちだけによる交換は、どんどんエスカレートし、いずれは、お金のやり取りにつながり危険です。

## 2 帰る時刻

- ・課業日について 4月～9月(5時には家に着いておく。)  
10月～3月(4時半には家に着いておく。)
- ・夏季休業中は5時までに家に着いておく。
- ・秋季休業中、冬季休業中は4時半までに家に着いておく。
- ・春季休業中は5時までに家に着いておく。

夕方遅くなると危険なことがたくさんあります。夕暮れで車との接触が多くなる時間帯です。

## 3 校区外に出かけることについて

- ・子どもたちだけで、校区外に出かけ、買い物などをしない。  
→保護者と一緒に行く。

## 4 自転車の使用について

- ・1、2年生は家の周辺のみ使用してもよい。
- ・必ずヘルメットを着用して乗ること。

3年生になったら、学校の交通安全教室の中で自転車の正しい乗り方を学習します。

## 5 スマホ・インターネット・ゲーム機等の使用について

スマホ・インターネット・ゲーム機等の使用ルールについては家庭でしっかり話し合う。  
午後9時以降は使用を控える。

## ・児童が好き勝手に使うのは非常に危険です。

(犯罪、被害、生活習慣の乱れ、学力低下、人間関係の悪化など全国的に問題は山積みです。)

- ・児童の健全育成を妨げる情報や、スマホやゲーム機等が手放せずそれらに振り回される生活から起きる様々な問題から児童を守るためです。
- ・必ず約束やルールを決めてください。
- ・児童の健全育成のためにも、必ず保護者の方でスマホやゲーム機等の管理の徹底をお願いします。監督義務は、保護者の方にあります。
- ・児童がスマホ等を学校へ持ち込むことのないようにしてください。必要ない物を学校に持って行かないようにすることも含め、ご家庭での声掛けや取組、ご協力をよろしくお願いします。

## 6 特別な指導に関すること

以上の学校のきまりや社会の法律、マナーが守れなかった場合は指導を行う。また、守れない状態が継続したり、指導に従わず、違反行動が繰り返されたりすることがあれば特別な指導をすることがある。

※特別な指導とは

- ① 別室による個別指導
- ② 保護者との協議
- ③ 暴力行為・いじめ、及び法に触れるような行為(器物破損、喫煙、万引き、深夜徘徊等)については、市教育委員会、東広島警察署、こども家庭センター等、関係機関と連携をして対処する。